主 本件各控訴を棄却する。 (訴訟費用に関する部分省略)

里 由

本件各控訴の趣意は、被告人全員につき被告人全員の弁護人小林直人名義の控訴趣意書および控訴趣意書補充書、被告人A・同Bにつき同被告人等の弁護人岡村正善・村田継男連名名義の、被告人Cにつき同被告人の弁護人東城守一名義の各控訴趣意書記載のとおりであるから、これらをここに引用しつぎのとおり判断する。

趣意書記載のとおりであるから、これらをここに引用しつぎのとおり判断する。 小林弁護人の控訴趣意第一点、岡村・村田両弁護人の控訴趣意第三点・東城弁護 人の控訴趣意第一点について。

所論はDは正規の車掌ではなく、被告人等には同人が車掌であることの認識はなかつたし、列車は発車の準備が完了していなかつた状態であり、しかも被告人等には原判示のごとき共同暴行の事実はない、という。

右所論のうち、被告人等の暴行の点を除くその余の主張については後記小林弁護人の控訴趣意第四点およびその補充、岡村・村田両弁護人の控訴趣意第二点、東城弁護人の控訴趣意第二点における判断を引用する。すなわち、Dは正規の車掌であり、被告人等にもその認識があつたことが十分認められるし、列車は発車すべき状態にあつたものであり、Dの行為は職務執行行為である。

よつて、被告人等の暴行の事実について考察する。

つぎに被告人Cの行為について考察する。

原判決挙示の証拠を綜合すると、「原判示のとおりでは、 「原判決挙示の証拠を綜合すると、「原判示のとおりで引きない。 同被告人がとと認ったと、 「原判のとれたのとののである。」 「関連を認ったと、 「関連を認った。」 「関連を認った。 「関連を記った。 「関連を認った。 「関連を認った。 「関連を認った。 「関連を認った。 「関連を記述を 「関連を に認め得るから、原判決には所論のごとき事実の誤認はない。所論はひつきょう原審の措信しない証拠にもとづいて原判決の認定を批難するに帰し理由がない。

小林弁護人の控訴趣意第二点(補充書による補充部分を含む)および東城弁護人の控訴趣意第二点の(三)について。

所論は原判示国有鉄道(以下単に国鉄と呼ぶ)職員の休暇闘争は正当な組合活動であり、被告人等の所為に対しては公共企業体等労働関係法(以下公労法という)第三条、労働組合法(以下労組法という)第一条第二項を適用すべきであり、仮りに被告人等の所為に逸脱があつても刑法第三六条・第三七条を適用して刑の減免をなすべきであるのに、これらを認めなかつたのは事実の誤認と法令適用の誤りがあるという。

まず、原判示国鉄の休暇闘争について考察する。

所論は、右の休暇闘争は正当な組合活動であると主張する。一般に労働者が休暇をどのように利用するかは自由であろう。しかし、休暇請求権が所論のごと組織的であるかどうかはともかくとして、それが個々的でなく一斉に、即ち、組織ることを目的として利用されるならば、それは形式の如何にかかわらず、まさに争議行として評価されるべきである。本件の三割休暇闘争の実態は原審で取り調べた組織によると、昭和二九年一一月二五・二六・二七日の三日のうち一日宛休暇を組織によると、昭和二九年一一月二五・二六・二七日の三日のうち一日宛休暇を組織によると、昭和二九年一一月二五・二六・二七日の三日のうち一日宛休暇を組織によると、昭和二九年一一月二五・二六・二七日の三日のうち一日宛休暇を組織によると、昭和二九年一一月二五・二六・二七日の三日のうち一日宛休暇を組織のことを別によると、別車のが記述される。すない、日本の「本人」と記述は、「本人」と記述は、「本人」と記述する。

しかして、公労法第一七条によると、公共企業体たる国鉄職員は争議行為を禁止されている(同条の合憲性については後記説示のとおりである)以上三割休暇闘争は正当な組合活動ではなく、争議行為として違法であると断定せざるを得ない。

小林弁護人の控訴趣意第三点(補充書による補充部分を含む)、岡村・村田両弁 護人の控訴趣意第一点、東城弁護人の控訴趣意第二点(一)について。

所論は、国鉄職員は刑法第九五条の公務員に該当しないし、同条の保護法益は権力関係を内容とする公務の場合を指し、国鉄の業務は私企業的性格を有するにすぎないから国鉄職員の業務に対する反抗は業務妨害とはなつても刑法第九五条の公務執行妨害にはならないという。

刑法における公務員の定義は同法第七条に「本法二於テ公務員ト称スルハ官吏、公吏、法令ニョリ公務二従事スル議員、委員、其ノ他ノ職員ヲ謂フ」と規定してる。日本国有鉄道法(以下国鉄法という)第三四条第一項には、「役員及び職員といわざるを得ない。所論は右の「みなす」の趣旨は経済罰則の整備に関する法律第一条、国民金融公庫法第一七条、日本輸出入銀行法第一七条、日本開発銀行法第一七条、日本電信電話公社法第一八条、農林漁業金融公庫法、中小企業金融公庫と第一七条に「刑法その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなす」と同一趣旨であつて、刑法その他の罰則の適用についてだけ役職員を公務とする地旨ではないというけれども、国員とみなすにとどまり、国鉄の業務を公務とする趣旨ではないというけれども、国鉄法第三四条の規定の仕方は右経済罰則の整備に関する法律第一条等と明らかに異

る(経済罰則の整備に関する法律に規定する別表甲号・乙号掲記の経済団体の職員 はいずれも本来の意義における公務員ではなく、ただ甲号団体の職員に限つて罰則の適用については公務員とみなされるにすぎないことは当裁判所も所論と同一見解 である。なお日本銀行法第一九条には所論指摘のとおり「日本銀行ノ職員ハ之ヲ法 令二依リ公務二従事スル職員ト看做ス」とあり国鉄法第三四条第一項と同一文言で あるが、同法後に成立した経済罰則の整備に関する法律により日本銀行は別表甲号 に掲記されるにいたつたので、右の文言にかかわらず国鉄職員と同一視することが できない)のみならす、国鉄の法律的性格を考えて見ると、国鉄は、従前純然たる国の行政機関によつて運営されてきた鉄道その他の事業を経営し、能率的な運営に よりこれを発展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として(国鉄法第 一条) 設立せられた公法上の法人(同第二条)であつて、その資本金は全額政府の 出資にかかり、その公共性は極めて高度なところから、国はこれに対し広汎な統制 権を保有している。すなわち国鉄は運輸大臣の監督下におかれ(国鉄法第五二条) その業務運営は内閣の任命する監理委員会の指導統制に服し(同第九条以下)、そ の総裁は内閣が任命し(同第二〇条)、その予算は運輸大臣及び大蔵大臣の検討及び調整を経て国会に提出され、国の予算の議決の例によつて国会において議決され (同第三九条以下)、会計は会計検査院が検査する(同第五〇条)ことに定められ ているし、国鉄職員も職務の遂行については国家公務員と同様の規定がおかれ(同 二条) 一定の事由があるときはその意に反して降職・免職・休職にされ(同 第二九条・第三〇条)、一定の事由があるときは懲戒処分を受ける(同第三一条) 等公務員と同一性格を規定し、労働者災害補償保険法・失業保険法等の関係においては、国に使用され、国庫から報酬を受けるものとみなされ(同第六〇条ないし第 六二条)、更に一切の争議行為が禁止されている(公労法第一七条)。これらを考 え合せると、国鉄法は国鉄の業務を準国家的業務となし、これを公務としているこ とは明らかである。

されば国鉄法第三四条第一項に「役員及び職員は法令により公務に従事する者と みなす」の趣旨は刑法第七条所定の公務に従事する職員とみなしたわけであり、国 鉄職員は所論の職員自らの罰則の適用に関する限度において公務員とみなしたので

はなく、広く刑法における公務員であると解すべきである。 つぎに、刑法第九五条において保護する法益と国鉄業務との関係について考察す

同条は公務員を特別に保護する趣旨の規定ではなく、第一義的には公務員によつ て執行される公務そのものを保護する規定ではあるが、公務のうち特に権力関係を 内容とする場合のみを対象としたのではなく、広く公務員の行う公務執行を保護す るものと解する。所論のごとく、公務の執行に対する妨害が、特に業務妨害罪から 区別して処罰される所以は公務が一般の業務と異るが故であり、業務妨害罪は個人 又は団体の経済的・精神的活動の保護を目的とするものであり、公務の執行が実質的に右の業務と異るのは公務執行が権力関係を内容とする場合においてであるから 国家の活動中非権力関係を内容とするもの、特に私企業的性格を有するものについ ては国家もまたその権力性を捨象した関係において私人と同様の経済活動の主体と して行動しているのであるから、これに対する妨害を私人の業務に対する妨害と区 別して考える必要はないとの論拠のもとに、国鉄職員の職務の執行を妨害した場合 について、それが鉄道公安官であれば公務執行妨害罪或は職務強要罪となり、その 他の職員に対する場合は職務強要罪(暴行脅迫)或は業務妨害罪(威力・偽計)に なるとの学説および裁判例もあるけれども当裁判所はその見解を採らない。国家の 活動中非権力的関係を内容とするものといえども、その公共性においては一般私企 業とは格別の差があることが通常であり、これらについての職務は直ちに公共の福 祉につながるものであり、この非権力的の公共業務の執行をいかに保護すべきか は、国家の歴史的〈要旨第一〉発展的段階において捉えるべき立法上の問題というべ 刑法第九五条は所論のごとく権力関係の場合のみに〈/要旨第一〉限定せず、広く 公務員によって執行される公務を保護していることは明らかであり、前説示のごと く国鉄職員による国鉄の業務の執行が公務員による公務である以上、その職務の執 行に対する暴行脅迫による妨害が公務執行妨害にあたることは勿論である。このよ うに解することは福祉国家を希求する憲法の精神に反するものではない。論旨は理 由がない。

小林弁護人の控訴趣意第四点(補充書による補充部分を含む)、岡村・村田両弁 護人の控訴趣意第二点、東城弁護人の控訴趣意第二点の(二)について。 所論は、原判決はDが正規の手続を経て車掌に任命され、勤務指定を受けた、と

認定しているが、同人は法的に任命された車掌ではないし、本件当日の乗車勤務は 適法に指定されていない。さらに当日の同人の行動は運転に関する諸規定に違反し ていて公務執行における職務の適法性を著しく欠いていたという。

まずDの車掌任命について。

原判決挙示の証拠によると、Dはもともと昭和二年から同一四年まで車掌として乗務していた者であるが、その後長期間車掌のま務に就いてかったと、の後長期間車掌の事務に就いてかられたと、車掌として勤務するため、昭和二八年一月五日の車掌区助役から一六四貨物列車の乗務指定を受けたことが記れた。正規の手続を経て車掌に任命され、その勤務指定を受けたことが記れて、正規の手続を経て車掌に任命され、その勤務指定を受けたことが認めれたことは同人が正規の車掌の服装をしていての認施にする。被告人等において事業の事業を受けたことが重撃の任務を受けたことが高のを表別は大きによりがらつことをもいる。とを斗争指令さらによりの表記にある。のが代替車のとおりでする。を第一項但書には「管理又は監督の地位にきない」と規定されて関りには、「前項但書には「前項とはに対していたことによりできない」と規定されておりには、「前項但書にはこれに対しているとはできない」と規定されておりには、「前項但書にはに対していたのののでは、「前項のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「前面のでは、「可知のでは、「前面のでは、「可知のでは、」」「可知のでは、「可知ので

最高できないとは、 は、ことはその規定できないとと、 は、ことはその規定できないとと、 は、ことはその規定できない。とは、 は、ことは、とは、 は、ことは、 のであ、 のであ、 は、ことは、 は、ことは、 のので、 のので、

そこで、つぎに、Dの職務の執行が公務執行妨害罪の対象たる保護に値する適法性を具備していたかどうかについて検討する。公務執行妨害罪が成立するためには、当該公務員がその職務について一般的職務権限(一般的職務権限がなければもともと職務の執行といえない)および具体的職務権限を有し、具体的場合において、職務行為の有効要件として定められている条件並びに重要な方式を履践していることを要する。

本件においてDは前説示のとおり、車掌としての一般的職務権限を有するとともに、昭和二九年一一月二五日の一六四列車に車掌として乗務することの勤務指定を受けていたのであるから、原判示一六四列車における車掌としての具体的職務権限を有していたことは勿論である。

ところで、所論はDは一六四列車発車の際車掌区乗務員執務内規第四一条(列車点検要領)第四二条(列車点検事項一一項目)第四四条(貨物列車点検事項一〇項目)第四八条(出発準備合図)をことごとく怠つていたというのであるが、原審正人口の供述によると、一六四列車に車掌として乗務したのはDとR車掌でありるの他M鉄道管理局の非組合員六名が同列車の緩急車に乗車したことが認められるが、車掌たるD等両名が右の諸規定をことごとく怠つたことを認めるべき証拠にい(原審で取り調べた証拠によると右四一条・四二条・四四条の各点検は一六四列車のS駅出発に接着するP駅とS駅中二番線および北二番線で行われ、発車準備が完了していたことが認められる)。ただ、第四八条の出発合図の点において増る疑がないでもないが、たとい、これが欠けていたとしても、そのことからはではる疑がないでもないが、たとい、これが欠けていたとしても、そのことからにあるの行為が公務執行妨害罪の対象たる職務執行に該当しないというべきではない。

◇要旨第二〉いかなる条件を具備し、いかなる方式の履践が公務執行妨害罪の対象としての職務として保護に値するかは〈/要旨第二〉その職務内容およびこれを規律の法規の解釈によつて各具体的に決定すべき問題であり、一般的にいつて、国民の自由・権利を拘束する行為(例えば逮捕・勾留など)については行政の法律適合性が最も厳格に要求されるし、右拘束が稀薄になるにつれて要件も緩和されるるも、も、本件Dの行為は右の国民の自由・権利の拘束性については稀薄、しても、出発合図に欠げる点があるとしても、他の要件について具備されており、国外のとおり、国鉄労組の昭和二九年末斗争の第四波斗争の三割休暇急車とする超過勤務拒否・遵法斗争戦術による列車運行休止にもらいでも、は明らからすると、原判示のDが緩急車内から車外について、または、原判示のDが緩急車内から車外にであるとおける職務行為であることからすると、原判示のDが緩急車内から車外にされ、東車を阻止されるまでの職務行為は客観的に車掌の職務行為であるといるる。公務執行妨害罪の対象としての保護に値する行為であると認めるべきである。

ところで、原判決は右の被告人B・Aらの妨害により降車させられたDが更に引き続き緩急車後部端梁に乗車せんとしたのを同人の右足をつかんで引き落した被告人Cの行為を公務執行妨害罪に問擬したのに対し、所論はこのDの行動は車掌の職務行為の適法性の要件を著しく欠除するものであると主張するので検討する。

車掌Dの行為を全体的に観察し、右の行為が客観的に明らかに職務行為に該当しないは、端梁に乗らざるを得ないようにといれば、端梁に乗らであるを得ないようにというさればならないであるがある。したとならないといえるである。したの所為をはならないであるがある。したの所為をはならないのであるである。これに注意はならないであるがあり、の本件もではなく全体の行為中の一分のでは、では、ないのであるである。といるであり、といるであり、といるであるとした。これに表述である。といるであることには、これに表が当事ではない。では、これに表がいるである。といるである。といるでは、これに表がいるである。といるでは、これに表がいるである。に、これに表がいる。原判決にはおいるで、これに表がいる。原判決にはおいるである。原判決にはおいるである。原判決にはおいる。原判決にははない。

小林弁護人の控訴趣意第五点(補充書による補充部分を含む)について。

所論は、原判決は公労法第一七条を合憲とする前提の下に被告人等の行為の違法性を認定しているが、同条は審法第二八条に違反する無効の規定であるから、原判決は結局無効な規定を有効なものとして適用した誤りがあり、仮りに該規定が有効であるとしても、被告人等の所為は右規定による禁止行為に該当しないので、その適用を誤つたことに帰するという。

団結権は生存権的基本権のうち自由権的色彩のきわめて強いものであるとはいえ、夫々の団結権にはその内在的な権利の限界がなければならない。特別権力関係にもとづく国家公務員の団結権、国民経済および公共の福祉に直接つながる公共企

以上各判断のとおり、被告人等の本件各控訴は理由がないから刑事訴訟法第三九六条により棄却し、当審における訴訟費用の負担につき、同法第一八一条第一項本文を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 二見虎雄 裁判官 後藤寛治 裁判官 矢頭直哉)